

【災害事例】

“ 挟まれ・巻き込まれ ”

第12次労働災害防止計画では重篤度の高い労働災害の一つとして機械災害の『挟まれ・巻き込まれ』災害の防止が重点に挙げられています。例として旋盤作業の『巻き込まれ』災害を話します。

<事例>

作業員Aは旋盤で機械部品を加工していましたが、軍手を着用して回転する部品にサンドペーパーを当てて研磨する作業中、軍手が機械部品に引っ掛かり、左手を巻き込まれ骨折をしました。

<原因>

- ① サンドペーパーを手を持って、これを回転する加工物に当てて研磨する作業を行ったこと
- ② 作業員が軍手を着用したまま旋盤作業を行っていたこと
- ③ 旋盤作業に係る作業手順書を作成していなかったこと

<対策>

- ① 旋盤作業においてサンドペーパーで研磨作業を行う際には、手作業ではなくサンドペーパーを可動式の支持台に固定して、加工物に押しつけるなどの安全な作業方法で行わせる
- ② 「巻き込まれ」を防止するため、軍手着用を禁止する
- ③ 旋盤作業におけるリスクの洗い出しを行い、その低減策に基づき作業手順書を作成し、教育の徹底を図る
- ④ 旋盤作業での注意事項を掲示し作業員の意識付けをする

<まとめ>

この事例は、作業標準（作業手順）が定められていなかったために、作業員の不安全行動によって災害に結び付いた事例です。

モノの加工作業を行う場合は、リスクアセスメント手法により、使用する機械や治具、必要な安全装置等について検討し、作業方法を決定して作業手順書を作成し、基本的な安全教育について作業員を教育することが管理監督者の重要な職務であり、責任でもあります。

（ 以上 ）

◀ 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部 / 東京技能者協会 ▶

軍手が引っ掛り巻き込まれた！



作業手順を守らせること！！